

府政防第 1038 号  
令和 7 年 6 月 30 日

各都道府県避難行動要支援者施策担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

### 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の更新について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」について、令和 3 年 5 月に改定した以降、災害対策基本法その他の関係する法令が改正されるなどの動きがありました。

このことから、今般、令和 3 年 5 月以降の事情の変化を反映するため、同指針を更新しました。

貴都道府県においては、管内の市町村が、本指針を活用し、平時においては、地域の特性や実情を踏まえつつ、個別避難計画の作成や避難訓練等の取組を進め、災害時に、迅速に避難情報の伝達、避難状況の把握、避難支援等を行うために、各市町村における取組の状況を把握し、伴走支援を行っていただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

資料番号	件名	備考
1	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	更新した箇所が溶け込んでいます。
2	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	更新した箇所の文字色を変えています。

### ＜連絡先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

藤田、平賀、田中 03- 3501- 5191（直通） y-hinan. k4n@cao. go. jp